東京都における犯罪被害者等支援

1 これまでの取組

年 月	内 容
平成 8年 9月	警視庁「犯罪被害者対策室」設置
平成 9年12月	「東京都犯罪被害者支援連絡会」設置(事務局:警視庁)
平成12年 1月	「東京都人権施策推進指針」策定(人権課題の一つと位置付け)
平成14年 4月	配偶者暴力相談支援センター設置
	(東京ウィメンズプラザ及び女性相談センターが機能を担う)
平成15年10月	「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」作成
(平成16年12月	犯罪被害者等基本法 制定(国))
(平成17年12月	犯罪被害者等基本計画 策定(国))
平成18年 6月	犯罪被害者等支援に関する対応窓口を総務局人権部に設置
10月	庁内における支援関連事業の調査
平成19年 1月	第1回都議会定例会一般質問で支援計画を策定する旨、知事が表明
4月	「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置
6月	インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者について」実施
8月	「東京都犯罪被害者等支援推進計画(仮称)中間のまとめ」公表
	都民からの意見募集(42通、計96件)
12月	「社会全体で犯罪被害者を支え、治安回復をめざす都民大会」の開催
	(警視庁と共催)
平成20年 1月	「東京都犯罪被害者等支援推進計画」策定・公表
2月	「東京都犯罪被害者等支援に関する説明会」開催
3月	「犯罪被害者等支援の手引」作成

2 「東京都犯罪被害者等支援推進計画」(別添【概要】参照)

- 第1章 東京都犯罪被害者等支援推進計画策定に当たって
- 第2章 国等の動き
- 第3章 犯罪等及び犯罪被害者等の現状
- 第4章 都の取組
- 第5章 被害回復のプロセス

3 平成20年度実施(予定)事業

- (1) 東京都総合相談窓口開設
 - 4月1日 (社)被害者支援都民センターと協働し、同センターに開設 (窓口業務内容)
 - ○専門の相談員による電話、ファックス、インターネット、手紙による相談
 - ○各種支援制度の紹介、情報提供

相談内容により、

- ○面接相談
- ○自宅訪問や病院、警察署、検察庁、裁判所などへの付添い
- ○被害直後の一時的な居住場所の提供
- ○精神科医等によるカウンセリング
- (2) 被害直後の一時居所の提供

ホテル・旅館業界及び職員共済組合等の協力を得て、提供

- (3) 精神科医等による精神的支援の実施 精神科医、臨床心理士によるカウンセリング等
- (4) 区市町村、民間団体等との連携体制の構築 東京都犯罪被害者支援連絡会や警察署等の既存ネットワークを活用し、連携体制の充実・ 強化
- (5) 職員研修会の実施

支援業務担当者向け:30人×3回実施(5/15、5/29、6/4)

一般職員向け:200人×2回実施(6/27、7/15)

- (6) 啓発行事の実施
 - ○リーフレット等啓発資料の作成・配布
 - ○「犯罪被害者等を支える東京会議(仮称)」開催
 - ○犯罪被害者週間における啓発事業

東京都犯罪被害者等支援推進計画【概要】

第1章 東京都犯罪被害者等支援推進計画策定に当たって

1 策定の趣旨

全庁を挙げて、犯罪被害者等の方々の多様なニーズにこたえるための取組を 総合的かつ計画的に推進するとともに、区市町村や民間団体等とも幅広く連携 して被害者等への支援体制を構築していく。

2 計画の性格

- 犯罪被害者等への支援に関する取組についての基本的な考え方を明らか にするとともに、今後行う支援施策等を示したもの。
- 都が実施している支援施策等を総合的かつ体系的にまとめたもの。
- 犯罪被害者等基本法第5条の趣旨を踏まえて策定したもの。

3 支援の基本的考え方

- すべての犯罪被害者等は、個人としての人権が尊重され、それにふさわし い処遇を保障されること。
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応 じた適切な施策を行うこと。
- 被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるま での間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策を行うこと。

4 計画の対象

- 「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」(基本法第2条第2項と同じ)をいい、原則として「都民」を対象とする。
- 個別具体的な支援の対象は、施策ごとに対象となる要件が異なる。

5 計画の期間

平成22(2010)年度までとし、必要に応じて、計画期間内であっても随時見直す。

第2章 国等の動き

1 国の動き

昭和55(1980)年 「犯罪被害者等給付金支給法」制定

平成 8 (1996)年 警察庁「被害者対策要綱」策定

平成16(2004)年 「犯罪被害者等基本法」制定

平成17(2005)年 「犯罪被害者等基本計画」策定

平成19(2007)年 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟

法等の一部を改正する法律」公布

2 民間被害者支援団体等の動き

平成 4(1992)年 東京医科歯科大学に「犯罪被害者相談室」開設

平成10(1998)年 「全国被害者支援ネットワーク」結成

平成12(2000)年 「社団法人被害者支援都民センター」設立

平成13(2001)年 財団法人法律扶助協会東京都支部により「犯罪被害者法 律援助事業」開始

第3章 犯罪等及び犯罪被害者等の現状

1 犯罪等の現状

○ 刑法犯の認知件数

平成18(2006)年 244,611件(全国最多)

「都民生活に関する世論調査」の「都政への要望」では、平成16(2004) 年から4年連続で「治安対策」が第1位

○ 交通事故の発生件数

平成18年 74, 287件(全国最多)

- ストーカー行為等に係る相談件数等平成18年 相談件数918件、警告書の交付 110件
- 配偶者からの暴力に関する相談件数平成18年度 7,346件(全国最多)
- 児童虐待に関する相談対応件数平成18年度 3,265件

2 犯罪被害者等の現状及び要望

- 犯罪等による直接的被害に加え、様々な困難に直面している。
 - ア 損害賠償請求の負担、その他経済的被害
 - イ 精神的・身体的被害
 - ウ 刑事手続における負担等
 - エ 支援体制等の未整備
 - オ 周囲の人たちの無理解等
 - カ 加害者に比べて不十分な権利利益の保護
- 損害回復・経済的支援等、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備など、種々の要望がある。

3 犯罪被害等に関する国民、都民の意識

- 犯罪被害者等の置かれている状況についての認識が不十分であり、支援に ついての社会的関心は高いとはいえない。
- 89.6%の都民が、犯罪被害に遭うかもしれないという「不安」を感じている。

第4章 都の取組

1 これまでの取組

- 警視庁を中心に、所管する事業の活用により対応
- 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19 (2007)年4月に「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置 (警視庁及び関係各局(9局)部長級職員で構成)

2 今後の取組

(1) 重点的に取り組んでいく事項

ア 支援のための総合相談窓口の設置

平成20(2008)年度中に、犯罪被害者等に便利で分かりやすい都の総合相談窓口を(社)被害者支援都民センターと協働し、同センターに設置

イ 支援事業の実施

(ア) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

- 自宅が犯行現場となった場合など、被害直後、他に居住する場所が 無い被害者等に、平成20年度からホテル・旅館業界や東京都職員共 済組合等の協力を得て、一時的に滞在するホテル等を借り上げて提供
- 中期的な居住に関しては、既存の施設活用を含め、早期確保を検討

(イ) 精神的な支援

○ 被害者等が、心的外傷その他犯罪等により受けた影響から早期に回 復できるよう、都の総合相談窓口において、平成20年度から精神科 医等によるカウンセリング等を実施

(ウ) 経済的な支援に関する情報提供

○ 被害者等が、既存の貸付制度や医療費助成事業について、より積極 的に利用できるよう、その内容や貸付要件などの情報を幅広く提供

(エ)「犯罪被害者等支援の手引(仮称)」の作成等

- 支援を行う機関等の職員が、被害者等に固有の事情や心情等を十分 に理解・認識した上で、適切かつ効果的・効率的に支援業務を行える よう、関係職員向けの手引を今年度末までに作成
- 手引作成後速やかに、関係職員等に対して研修を実施

ウ 都の各局等、区市町村、民間団体等との連携体制の構築

- 警視庁を含めた都庁内の関係各局がより一層連携するため、関係機関 相互のネットワークを更に充実、強化
- 東京都犯罪被害者支援連絡会や警察署等の既存のネットワークを活 用するなどして、区市町村や民間支援団体等との連携体制を充実、強化

エ 都民意識の啓発

- 教育活動や広報・啓発活動など、あらゆる分野・場面を活用して、被害者等の置かれている状況等について都民理解を深めていく。
- 犯罪被害者週間等に合わせて、支援機関・民間団体等との協力による 講演会やシンポジウムなどの啓発事業の実施や、「犯罪被害者等を支え る東京会議(仮称)」の開催

オ その他

- 被害者等への支援に関して、制度改正や地方公共団体等への財政支援 について、国に対して働き掛けていく。
- 都が行う施策の実施状況等の検証、評価の実施を検討

(2) 取組を進めていく事項

国の基本計画で設定している五つの重点課題における施策への取組

ア 損害回復・経済的支援等への取組

- 交通事故相談員による無料相談の実施(生活文化スポーツ局)
- 配偶者からの暴力被害者等に対する一時費用の貸付け(福祉保健局)
- 都営住宅の入居における優遇抽せん制度の実施(都市整備局)
- 就業希望者に対するカウンセリング等の実施(産業労働局)

イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 児童虐待に対する土日・休日、夜間対応の実施(福祉保健局)
- 「再被害防止要綱」に基づく機械警備、防犯指導等の実施(警視庁)
- 警察署等への性犯罪捜査員(女性警察官)の指定配置(警視庁)

ウ 刑事手続への関与拡充への取組

○ 「被害者の手引」等の作成・配布、捜査状況等の情報提供(警視庁)

エ 支援等のための体制整備への取組

- 「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」の医療機関への配布・周 知(福祉保健局)
- 少年相談専門職員や被害少年サポーターへの研修等の実施(警視庁)
- リーフレット等による被害者等支援団体の紹介等(総務局、警視庁)

オ 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

○ 犯罪被害者等の人権問題を含めた、学校教育及び社会教育における人 権教育の推進(教育庁)

第5章 被害回復のプロセス

被害直後から再び平穏な生活を営むことができるまでのプロセスを、主要な五 つのケースについて記載

- ①生命・身体に被害を受けた場合(殺人)
- ②交通事故による被害を受けた場合(人身事故)
- ③性犯罪による被害を受けた場合
- ④DV被害を受けた場合
- ⑤児童虐待を受けた場合